

令和4年12月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	令和4年12月21日(水)午後3時30分	
会議場所	阿見町立中央公民館 集会室	
出席委員	出席者 教育長 立原秀一 委員 岡田治美 委員 小林和裕 委員 湯原敦子	欠席者 委員 中島雅己
委員以外の出席者	教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、指導室長、中央公民館長 給食センター所長、予科練平和記念館長、学校教育課主任	
議題	報告第19号 阿見町スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について 議案第57号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 議案第58号 町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について 令和4年12月教育業務報告及び令和5年1月教育業務予定	
傍聴者	0名	
議事概要		
教育長	阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより令和4年12月教育委員会定例会を開会します。 まず、会議録の確認ですが、11月教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。	
委員	異議なし。	
教育長	次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、岡田委員を指名します。よろしくお願ひいたします。	
事務局	それでは審議事項に入ります。はじめに報告第19号について、事務局より説明をお願いします。  ○報告第19号 阿見町スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について 資料1ページをご覧ください。阿見町スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について、専決させていただきました。 内容としては、第5条の但し書きの箇所を「全国高等学校野球選手権	

	<p>大会、全国高等学校サッカー選手権大会若しくは全日本高等学校女子サッカー選手権大会」とするもので、サッカー選手権大会について追加修正しています。</p> <p>改正に至る経緯ですが、町内の私立高等学校女子サッカー部において全日本高等学校女子サッカー選手権大会への出場が決定しました。過去には、全国高等学校野球選手権大会に出場する際、野球部に所属する阿見町在住生徒数の確認を取り、この要綱に基づいて御祝い金として補助金を交付しています。これまで、オリンピック、パラリンピック若しくは全国高等学校野球選手権大会については、特別枠での補助金交付が認められておりましたが、サッカーの全国大会については規定されていなかったため、今回要綱に追加させていただきました。</p> <p>金額については、今月20日の町議会全員協議会にて承認をいただきました。これまで、町外の学校の場合は阿見町から通学している在校生1名あたり3千円で算出していました。当該校は町内の学校であるため、1名あたり5千円とし、阿見町から通学している在校生が現在207名いますので、約100万円となります。このことから今回、町から100万円を交付することを決定いたしました。</p> <p>町議会からは金額についての質疑もありましたが、学校に確認したところ、人数が生徒30名と教員・スタッフ6名の計36名、今月26日に出発し大会会場の兵庫県三木市まで新幹線を利用、30日に1回戦の予定です。宿泊は最低5泊となり、交通費と宿泊費の経費は320万円余りとなるため、補助金額を決定しました。</p> <p>明日22日に女子サッカー部が町長を表敬訪問いたします。その際に目録として、教育長立ち会いの下進呈する予定です。</p> <p>報告は以上です。承認をよろしくお願いします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、報告第19号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、報告第19号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、報告第19号については承認されました。</p> <p>次に議案第57号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第57号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について</p> <p>資料4ページ及び別紙資料をご覧ください。資料については個人情報となりますので、終了後に回収させていただきます。</p> <p>要保護及び準要保護児童生徒の認定については、阿見町就学援助規則</p>

<p>教育長</p>	<p>により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。</p> <p>今回は追加認定で、3名が要保護認定となります。収入基準額を超えるため、2名は不認定となります。</p> <p>説明は以上です。承認をよろしくお願いします。</p> <p>ただいま事務局より、議案第57号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第57号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>教育長</p>	<p>異議なしと認め、議案第57号については承認されました。</p> <p>次に議案第58号について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>○議案第58号 町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について</p> <p>資料5ページをご覧ください。町部局において、経理事務決裁区分の見直しを予定しています。町から業者等へ支払いを行う際、予算項目や金額によって決裁権者が定められており、伝票への押印作業を削減することを目的に、副町長及び部長の専決金額の引き上げを行います。</p> <p>このことに伴って、教育委員会部局の専決権者である教育長及び教育部長の専決金額の引き上げも必要になることから、規定の一部改正を行います。</p> <p>資料9ページをご覧ください。現行では、例えば役務費は300万円未満の支払いは教育部長決裁、400万円未満は教育長決裁となっています。改正後は、教育部長決裁は500万円未満に、教育長決裁は800万円未満に引き上がります。一部、現行どおりの項目もありますが、全ての予算項目について見直しを行いました。</p> <p>説明は以上です。承認をよろしくお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいま事務局より、議案第58号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>なぜ決裁金額の引き上げが必要になったのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在、町長まで決裁を必要とする経理伝票が膨大な数になっています。町長が処理しきれなくなるような状況に陥らないために、副町長までの決裁金額を引き上げることとなりました。</p>

教育長	<p>他にご質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、議案第58号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第58号については承認されました。 次に、令和4年12月教育業務報告及び令和5年1月教育業務予定を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>○令和4年12月教育業務報告 2日定例管理職会、4日町民マラソン大会、6日町議会定例会開会、7日町議会一般質問、8日町議会一般質問、町教育支援委員会、9日町議会民生教育常任委員会、12日新型コロナウイルス感染症対策本部、13日町校長会、17日人権教育講演会、20日町議会閉会、全員協議会、21日県南教育事務所人事面談、教育委員会定例会、22日霞ヶ浦高等学校女子サッカー部表敬訪問、茨城大学定期協議、28日御用納め</p> <p>○令和5年1月教育業務予定 4日御用始め、定例管理職会、8日二十歳のつどい、11日町校長会、県南教育長会議、臨時校長会、12日人事情報交換会、町教頭会、13日総合計画策定協議会、18日賀詞交歓会、19日教員評価面談、20日教員評価面談、24日町教務主任会、25日教育委員会定例会、27日県南教育事務所人事面談</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、令和4年12月教育業務報告及び令和5年1月教育業務予定の説明がありました。ご質問等ございましたらお願いします。 (その他協議事項、連絡事項については下記記載のとおり)</p>
教育長	<p>他に質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p>
<p>そ の 他 連 絡 事 項 等</p>	
事務局	<p>○次回の教育委員会 令和5年1月教育委員会定例会 令和5年1月25日(水)午後3時30分</p>
閉会	<p>午後4時30分</p>

議事録署名

令和 年 月 日

教 育 長 立原 秀一

委 員 岡田 治美